

1 2 4 7 7 1 号
令和6年10月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

廿日市市長

市町村名 (市町村コード)	廿日市市 (342131)
地域名 (地域内農業集落名)	津田地区 (岩倉、内山、郷、小原、花上、中央西、中央、下市、八幡迫、道秀原、小更、上が原、 林下、ひの迫、林上、河本)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・津田地区は、廿日市佐伯支所周辺に商店等が、また地区内にスポーツ施設、小・中・高等学校の公共施設のほか、アーチェリーランドやキャンプ場などの観光施設も立地し、その周辺部に農地が広がっている。
・ほ場整備未実施地区であるが、農地の多くは緩傾斜に位置しており、水稻作を請け負う担い手のほか認定農業者等が各種園芸作物(野菜中心)の栽培として利用されている。
・こうした中で、当地区だけでなく吉和・佐伯地区の異業種が連携して”はつかいち森のあそび場協議会(通称:はつもり)”が設立され農業の担い手と連携しているほか、農業者と連携した食育活動など、様々な取組の中心的地域となっている。
・しかしながら、高齢化の進展により、遊休化しつつある農地も増加傾向にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつも、一定の農地がまとまった地域においては、既存の担い手の規模拡大のほか、新たな担い手とのマッチングや簡易なほ場条件整備やスマート農業にかかる機械・施設整備の支援と併せて推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集積・集約化の可能な農地の把握に努め、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地所有者と担い手と意向を基本に、団地化を考慮しながら、農地中間管理機構の協力を得て農地集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・当地区及び友和地区を受益地とした中央水路の改修を進める。 ・必要に応じて、まち倒しなど簡易なほ場条件整備の支援を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市・JA・佐伯商工会が連携し、農業経営の安定に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻作業の効率化が期待できる防除作業は、受託組織の育成を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①猟友会員との連携を図り、捕獲強化に取り組むとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。
②③担い手の生産原価の低減のほか、住宅に隣接した農地も多いことなども踏まえ、減農薬・減肥料・スマート農業にかかる生産技術の普及に努める。